

第 97 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成 30 年 7 月 25 日（火） 13:30～16:00

2. 開催場所：日本電気協会 C, D 会議室

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 横山（東京大学）

【委員】 金子（東京大学）

栗原（電力中央研究所）

野本（東京大学）

望月（大阪大学）

横倉（武蔵大学）

大河内（主婦連合会）

中谷（市川委員代理：中部電力）

稲月（電気事業連合会）

長谷川（押部委員代理：発電設備技術検査協会）

鈴木（後藤委員代理：電気設備学会）

五来（日本電線工業会）

酒井（電気学会）

田中（日本電機工業会）

軸屋（土井委員代理：関西電力）

中澤（火力原子力発電技術協会）

成瀬（電気保安協会全国連絡会）

中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）

高尾（山本委員代理：東京電力ホールディングス）

【委任状提出】 大崎（東京大学），國生（中央大学），吉川（京都大学），
今井（神奈川県消費者の会連絡会）

【参加】 川崎，石原（経済産業省 電力安全課），竹野

【説明者】 配電専門部会：伊藤（中部電力），大坪（日本電気協会）

送電専門部会：樋口（九州電力），岡崎（東京電力パワーグリッド），
長友（日本電気協会）

【委員会幹事】 吉岡（日本電気協会）

【事務局】 都筑，丸山，田弘（日本電気協会）

4. 配付資料：

資料 No. 1 第 96 回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）

- 資料 No. 2-1 「22(33)kV 配電規程」(JESC E0010 (2013)) 改定(案)の審議・承認のお願いについて(配電専門部会)
- 資料 No. 2-2 配電専門部会:「22(33)kV 配電規程」JESC E0010(2013)の改定案の審議, 承認について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 3-1 「架空送電規程」(JESC E0008(2013)) 改定案の承認のお願いについて
- 資料 No. 3-2 送電専門部会:「架空送電規程」JESC E0008(2013) JESC T0004(2013)」の改定案の審議, 承認について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 4-1 「地中送電規程」(JESC E0006(2013)) 改定案の承認のお願いについて
- 資料 No. 4-2 送電専門部会:「地中送電規程」JEAC 3704-2013 JESC E0006(2013)」の改定案の審議, 承認について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 5 電気新聞及びホームページ 公告文
- 資料 No. 6 平成 29, 30 年度における国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧
- 資料 No. 7 第 96 回 JESC 委員長確認事項について(報告)
- 資料 No. 8 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No. 9 日本電気技術規格委員会 委員名簿(平成 30 年 7 月 25 日現在)
- 参考資料 No. 1 発電用火力設備の技術基準の解釈の改正要請について(日電規委 30 第 0014 号)

5. 議事要旨:

5-1. 出席委員の確認 (報告案件)

委員会幹事より, 全委員数 24 名に対し委任状, 代理者を含めて 23 名出席(欠席 1 名)で, 規約第 7 条による全委員数の 2/3 以上の出席という定足数を満たしていることが報告され, 委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバ参加者の確認 (報告案件)

経済産業省電力安全課から, 電力技術基準担当の川崎課長補佐, 石原係長, 竹野様がオブザーバ参加していることが報告された。続いて, 川崎課長補佐より挨拶があった。

川崎課長補佐の挨拶の概要は以下のとおり。

「昨今の豪雨災害について関係電力会社には迅速に対応いただき感謝している。今後は, 東京オリンピック・パラリンピックに向けたサイバーセキュリティの課題や一括エンドースの課題について, 皆様のご協力をいただきながら進めていきたいのでよろしくお願ひしたい。今回は民間自主規格の改定の審議ということで, 安全に

関わる重要な内容なので引き続きよろしくお願ひしたい。」

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料の内容について確認が行われた。その後、本日の議題が、競争法コンプライアンス規程第4条の禁止事項の各号にあたらぬことが出席者により確認された。

5-4. 第96回委員会議事要録案の確認 (審議案件)

事前送付済みの資料No.1第96回委員会議事要録案について最終的な確認が行われ、審議の結果、特に意見等はなく本件は承認された。

5-5. 「22(33)kV配電規程」(JESC E0010(2013))の改定について (配電専門部 会) (評価案件)

資料No.2-1, 2-2に基づき、「22(33)kV配電規程」(JESC E0010(2013))の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き配電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、以下に示す議事を踏まえ、指摘内容について配電専門部会で確認し、その結果を委員長が確認すること、次回委員会でその内容を報告することを前提条件として、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問Q, 回答A, コメントC)

Q1: 資料No.2-1, 9ページ, No.5, 120-2-1表(接地線の種類)の改定案について、B種接地工事に適用できる接地線の種類が「3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル」のみと誤解される可能性があるのではないか。

A1: 技術会議でも分かりにくいとのコメントがあり、120-2-1表については、資料No.2-2, 5ページの(修正後)のとおり、見直しを行った。

Q2: 資料No.2-1, 9ページ, No.6について、3Ω以下の金属製水道管を利用する接地工事の規定が、電技解釈第18条第1項で規定する「等電位ボンディング」に改定されたように読み取れるが、水道管を利用した接地工事の禁止条項が現在の電技解釈第18条第1項に代わったものではない。また、22(33)kV配電規程の適用範囲は、主に配電線路であるが、現在の電技解釈第18条第1項の規定は建築物の鉄骨等を利用して接地工事を共用する規定である。この規定を22(33)kV配電規程に追加する必要があるか、もう一度確認してほしい。

C1: 「等電位ボンディング」は、ビル設備の構造体を利用した接地工事であり、3Ω以下の金属製水道管を利用した接地工事とは別の規定である。現在の電技解釈で、「等電位ボンディング」は新たに追加された規定で、3Ω以下の金属製水道管を利用した接地工事の規定は削除されたので、今回の22(33)kV配電規程の改定案はそれに合わせたものとする。

A2: コメントのとおり、22(33)kV配電規程の当該部分の改定は電技解釈に合わせて

改定を行ったものである。なお、22(33)kV 配電規程の改定案に「等電位ボンディング」を追記する件については、再度確認し報告する。

5-6. 「架空送電規程」(JESC E0008(2013))の改定について(送電専門部会)

(評価案件)

資料No.3-1, 3-2に基づき、「架空送電規程」(JESC E0008(2013))の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き送電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

C1: 一部で、電気協同研究の古い規格が引用されている箇所も見受けられたので、電気協同研究が新しく規格を見直した場合は、最新の規格を反映させるようにしてもらいたい。

Q1: 資料No.3-1, 25 ページ, 17 スライドの改定案に「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」とあるが、使用前自己確認に関連する送電設備はあるのか。

A1: 使用前自己確認に関連する送電設備はない。今回の改定は、関係法令として記載していた「電気事業法施行規則第 73 条の 4 に定める使用前自主検査の方法の解釈」が「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」に審議官発信文書の改正を反映させている。

5-7. 「地中送電規程」(JESC E0006(2013))の改定について(送電専門部会)

(評価案件)

資料No.4-1, 4-2に基づき、「地中送電規程」(JESC E0006(2013))の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き送電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

Q1: 資料No.4-2, 6 ページ, No.11 のコメントで、「電気事業の用に供する」を「法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業の用に供するに修正する」とあるが、「法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業」について、具体的に補足説明をしてはどうか。

A1: 「法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業」については、誤解の無いようユーザー側で確認いただくこととした。

Q2: 以前から日本電気協会では、送電線に関わる規程は、「架空送電規程」や「地中送電規程」、配電線は、「配電規程」というように、分けているようであるが、例えば、規程を適用する際に具体的な電圧値で送電線と配電線を区別しているような表現はあるのか。

A2: 例えば、架空送電規程の適用範囲では、「交流の特別高圧架空電線路に適用する」

と規定されており、解説では「22kV, 33kV の特別高圧架空配電線路については、22(33)kV 配電規程も参照されたい」となっているので、電圧により区別する考え方も記載されている。

Q3：資料No.4-1, 23 ページ, 13 スライドの改定案で, 2 箇所, 「地中電線相互の離隔距」となっているが, 「地中電線相互の離隔距離」の誤植ではないか。

A3：誤植なので訂正する。

5-8. 平成 29, 30 年度に国へ要請した案件のその後の状況について (報告案件)

資料 No.6 に基づき, 事務局より, 以下の状況の報告が行われた。

- ・No. 28-4, 29-2, 29-3 の状況欄で「注」となっている要請案件について, 経済産業省による意見募集が 6 月 8 日から 7 月 10 日まで行われた。
- ・No. 30-1 に記載のとおり, 前回の JESC で承認された要請案件の要請書 1 件を 6 月 28 日に経済産業省に提出した。

5-9. 第 96 回 JESC での委員長確認事項について (報告案件)

資料 No.7 に基づき, 事務局より, 第 96 回 JESC のコメントで委員長確認事項となった評価案件「発電用ガスタービン規程」(JESC T0004) について, 委員長に確認の上, 軽微な修正を行った旨, 報告があった。

6. 委員会の開催日程

事務局より, 次回第 98 回委員会は, 10 月 2 日 (火) から 10 月 1 日 (月) の開催予定に変更となった旨, 報告があった。

— 以 上 —